

〔 部分は平成二十六年八月十日に施行することとする部分〕

海岸法の一部を改正する法律要綱

第一 海岸保全施設の定義の改正

海岸保全施設に、津波、高潮等により海水が堤防又は胸壁を越えて侵入した場合にこれによる被害を軽減するため、当該施設と一体的に設置された根固工又は樹林が含まれることを明確化すること。

〔第二条関係〕

第二 乗揚げ等した船舶の除却等の命令

海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の乗揚げ等に起因して当該海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（以下「海岸保全施設等」という。）が損傷等され、又はそのおそれがあり、当該損傷等が海岸の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合に、当該船舶の所有者に対し、当該船舶の除却等の措置を命ずることができるものとする。

〔第十二条第三項関係〕

第三 海岸管理者による操作規則の策定

海岸管理者が管理する海岸保全施設のうち、操作施設（水門、陸閘^{こく}その他の操作を伴う施設で主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）については、津波、高潮等の発生時における当該操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された操作規則を定めなければならないものとする。

（第十四条の二関係）

第四 他の管理者による操作規程の策定

一 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者（以下「他の管理者」という。）が管理する操作施設については、当該操作施設の操作の方法、訓練等について、津波、高潮等の発生時における当該操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならないものとする。

二 他の管理者が管理する操作施設の操作は、一の規定による承認を受けた操作規程に従って行わなければならないものとする。

三 海岸管理者は、他の管理者が一又は二の規定に違反した場合等においては、当該他の管理者に対し、その管理する操作施設の操作規程を定めること等を勧告することができるものとする。

四 海岸管理者は、海岸の状況の変化等により、一の規定による承認を受けた操作規程によっては津波、高潮等による被害を防止することが困難であると認められるときは、当該承認を受けた他の管理者に対し、当該操作規程を変更することを勧告することができるとすること。

五 海岸管理者は、三又は四の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた他の管理者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるとすること。

六 海岸管理者は、他の管理者が管理する操作施設について、三の規定による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該他の管理者に対し、当該操作施設の開口部の閉塞等の措置を命ずることができるとすること。

七 海岸管理者は、他の管理者が管理する操作施設について、四の規定による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該他の管理者に対し、六に規定する措置を命ずることができるとともに、当該命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならぬものとする。

(第十四条の三、第十四条の四、第二十一条の二及び第二十一条の三関係)

第五 海岸保全施設の維持又は修繕

- 一 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならないものとする。
 - 二 海岸管理者が管理する海岸保全施設の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、主務省令で定めるものとし、当該技術的基準は、海岸保全施設の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならないものとする。
- （第十四条の五関係）

第六 災害時における緊急措置

- 一 津波、高潮等の発生のおそれがあり、これによる被害を防止する措置をとるため緊急の必要があるときは、海岸管理者は、必要な土地を使用し、土石等の資材を使用し、若しくは収用し、車両等の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物等の障害物を処分することができるものとする。
- 二 海岸管理者は、一に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その付近に居住する者又は現場にある者を当該業務に従事させることができるものとする。

- 三 海岸管理者は、一の規定による収用、使用又は処分により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を

補償しなければならないものとする。

- 四 二の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡等したときは、海岸管理者は、その者等が受ける損害を補償しなければならないものとする。

(第二十三条関係)

第七 協議会

海岸管理者、国の関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、海岸保全施設とその近接地に存する海水の侵入による被害を軽減する効用を有する施設の一体的な整備その他海岸の保全に関し必要な措置について協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

(第二十三条の二関係)

第八 海岸協力団体

- 一 海岸管理者は、二の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして主務省令で定める団体を、その申請により、海岸協力団体として指定することができるものとする。

- 二 海岸協力団体は、海岸管理者に協力して海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等若しくは公共海岸の維持を行うこと等の業務を行うものとする。

三 海岸管理者の海岸協力団体に対する監督等を定めるものとする。

四 主務大臣又は海岸管理者は、海岸協力団体に対し、二の業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとする。

五 海岸協力団体が二の業務として行う行為の実施に必要な海岸保全区域の占用等の許可については、海岸協力団体と海岸管理者との協議が成立することをもって、許可があつたものとみなすものとする。

(第二十三条の三から第二十三条の七まで関係)

第九 その他所要の改正を行うものとする。

第十 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第三から第五までに關する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第三条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第四条関係)